

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター  
公正な研究活動を確保するための行動規範

制定 平成27年 3月31日付26健事第2856号

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）は、高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、東京都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を発揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与することを目的としている。

研究活動を進めるに当たっては、自由かつ独創的で質の高い研究が求められるのみでなく、常に高い倫理性を維持し、研究における公正性の確保と社会に対する説明責任を全うすることが重要である。また、研究活動は研究活動を行う者が社会に与える影響を常に意識し、今まで以上に自ら厳正に律することによって保障されるものである。

このような基本認識のもとに、センターは、センターの職員、協力研究員、研修生その他センターにおいて研究活動に携わる全ての者（以下「研究活動を行う者」という。）が守るべき倫理及び行動規範について、下記のとおり定めることとする。

#### 1 研究活動における不正行為の防止

研究活動を行う者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと、加担しないことはもとより、研究データ、資料等の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

#### 2 研究成果の発表の在り方

研究活動を行う者は、研究成果の公表について、データや論拠の信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して、公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢としなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表関連データの利用、著作権等について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行わなければならない。

#### 3 研究費の適正な使用

研究活動を行う者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、研究目的に沿って、センター諸規定及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

#### 4 環境・安全性への配慮及び生命倫理の尊重

研究活動を行う者は、研究実施上、環境及び安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線同位元素、遺伝子組換え動物、核燃料物質、劇毒物等）を取り扱う場合には、関連する法令、学会等の指針、センター諸規定等を遵守し、必要に応じてセンター内の該当委員会での承認を受ける。特に、ヒトや動物を対象とした研究においては、生命科学に関する倫理性、

安全性等を確保する観点から、関係法令等を遵守し、ヘルシンキ宣言その他の国内外の研究倫理指針を尊重しなければならない。

## 5 研究対象者への配慮

研究活動を行う者は、研究対象者からの情報の提供を受けて研究を行う場合には、センターの倫理委員会の承認を得た上でインフォームド・コンセントの手続きをとり、提供者に対してその目的と方法を分かりやすく説明し、明確な同意を得なければならない。また、研究のために収集した個人情報、プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように十分に配慮して適切に取り扱わなければならない。

## 6 差別及びハラスメントの排除

研究活動を行う者は、個人の自由と人格を尊重し、その属性や思想信条によって個人を差別してはならない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、他の者に不利益を与える言動を行ってはならない。

## 7 利益相反の適正なマネジメント

研究活動を行う者は、公正かつ効率的に研究活動を推進するため、センターの社会的な信頼を確保する観点から、利益相反マネジメントの重要性を認識し、別に定める利益相反マネジメントポリシーを踏まえて、適切に研究活動を実施しなければならない。

## 8 研究指導者（研究グループのリーダー等）の責務

研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うなど環境整備を図るとともに、公正なグループ運営を行わなければならない。また、研究グループ内の構成員に本行動規範の内容を周知徹底し、規範を逸脱することのないよう、最善の配慮を行わなければならない。

## 附 則

この行動規範は、平成27年4月1日から施行する。